

給与支払報告書に関するお知らせ

給与支払報告書(総括表)と給与支払報告書(個人別明細書)をあわせて提出してください。

個人別明細書 記入例

必要事項のご記入をお願いします。

⑥ 給与支払報告書(個人別明細書)

※区分	※種別		※整理番号		※
支払を受ける者	住所 東京都西東京市南町5丁目6番13号		(受給者番号) 000-00001	(個人番号) 012345678912	
			(役職名) 氏名 西東京 太郎		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額		源泉徴収税額
給料・賞与	6,000,000	4,360,000	3,970,000		0
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)		16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く)
有 従有	380,000	特 定 人 従人	老 人 人 従人	其 他 人 従人	特 別 其 他
○		1	1	1	1
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額	
600,000		120,000		50,000	
(摘要) 前職 有限会社西東京商事 令和5年4月30日退職 支払金額:1,500,000円 社会保険料:150,000円 源泉徴収税額:100,000円					
生命保険料の金額	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
		100,000	100,000		100,000
住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	居住開始年月	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等	住宅借入金等
		20	住(特)		

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の施行に伴い、個人番号の記載が必要となります。

住民税の計算に影響しますので、各保険料の支払金額を必ずご記入ください。

適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分(住、住(特)、住(特特)、住(特特特)、増、増(特)、認、認(特)、認(特特)、認(特特特)、震、震(特特)、震(特特特))

摘要欄には

- ・支払金額に前職分が含まれている場合、前職支払金額等をご記入ください。
- ・普通徴収が認められる要件に該当する場合は、符号(普A、普Bなど)をご記入ください。(普通徴収切替理由書もあわせてご提出ください。)
- ・同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が普通障害者、特別障害者または同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名および同一生計配偶者である旨をご記入ください。(例「西東京 花子(同配)」)
- ・所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて次のとおりご記入ください。

要件	記載方法
本人が特別障害者	摘要欄への記載不要
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) (例) 西東京 花子(同配)
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整)
扶養親族が年齢23歳未満	(例) 西東京 一郎(調整)

※摘要欄が狭いため必要事項が記入できない場合は、別紙をつけていただくか、余白にご記入ください。

裏面もご覧ください。

個人住民税は特別徴収が原則です。

従業員の個人住民税は、事業主が従業員に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入していただく「特別徴収」が原則です。

ただし、下記の要件に該当する場合は、普通徴収(西東京市から送付される納付書を用いて、従業員自身が納付する方法)が認められます。

要件に該当する場合は、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記載し、普通徴収切替理由書とあわせてご提出ください。

■ 普通徴収が認められる場合

普A	総従業員数が2人以下 (他の区市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普B～普Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数)
普B	他の事業所で特別徴収
普C	給与が少なく税額が引けない(年間の給与支払額が100万円以下)
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで) (休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。)

※退職等により普通徴収に切り替わった従業員については、給与支払報告書(総括表・個人別明細書)とあわせて、給与所得者異動届出書の提出もお願いいたします。

給与支払報告書の提出はeLTAXが便利です。

eLTAXはインターネットによる住民税の電子申告システムです。

給与支払報告書の提出をオフィス等のパソコンからインターネットを通じて行うことができ、複数の提出先への申告を一括して送信することも可能です。eLTAXをご利用いただくには、事前の準備と登録等の手続きが必要です。詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

・ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

・ヘルプデスク Tel 0570-081459(受付時間9:00～17:00(土日祝日、年末年始を除く))

給与支払報告書のeLTAXまたは光ディスク等による提出義務について

令和3年1月1日以降に提出する給与支払報告書について、前々年に税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が100枚以上であった場合は、eLTAXまたは光ディスク等による提出が義務付けられています。

また、令和3年度税制改正により、令和5年度で光ディスク等による税額通知は終了しました。特別徴収税額通知の内容を電子で受け取ることを希望する場合は、必ずeLTAXにより給与支払報告書を提出してください。

なお、西東京市におきましては、ご提出いただいた光ディスク等は一定期間保管後、当市において破棄します。回答用記録媒体の同封をいただいた場合、返却は致しかねますのでご了承ください。

令和6年度から個人住民税の特別徴収税額通知の受取方法が変わります！

①特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ(正本)での受取が始まります。

・電子データでの受取を選択できるようになります。

・電子データでの受取のためには、従業員に電子的に配布するための体制が必要です。

②特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子データ(副本)が廃止されます。

・「電子データ(副本)と紙(正本)」での受取はできなくなります。

・「電子データ(正本)」又は「紙(正本)」どちらかでの受取になります。

※詳細については、eLTAXホームページ「個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)電子化に係る特別徴収義務者向け特設ページ」をご参照ください。